

## 会則第29条（顧問）の改正について

## 1. 改正の理由

- (1) 現在、三重県剣道連盟では、重要会務において会長の諮問に応じる役職は第29条の「顧問」だけであり、会長を勇退された方をお願いしているのが実態である。今後、数多い課題に対応していくために、夫々の位置付けで諮問できる役職を置くことが必要と考える。（他の剣道連盟では、2～5役職）
- (2) 現会則には、顧問の任期が明記されていないため、任期を明記する。

## 2. 改正内容

改正前	改正後
<p>(顧問)</p> <p>第29条 本連盟に顧問を置くことができる。顧問は、評議員会に諮って会長が之を委嘱し、重要会務につき会長の諮問に応じる。</p>	<p><u>(名誉会長・名誉顧問・顧問・参与)</u></p> <p>第29条 本連盟に<u>名誉会長・名誉顧問・顧問・参与</u>を置くことができる。<u>名誉会長・名誉顧問・顧問・参与</u>は評議員会に諮って会長がこれを委嘱する。</p> <p><u>2 名誉会長・名誉顧問は、会長経験者の中から委嘱し、重要会務に係る事項について会長の諮問に応じる。</u></p> <p><u>3 顧問は、本連盟の副会長および理事長の経験者の中から委嘱し、重要会務に係る事項について、会長または理事長の諮問に応じる。</u></p> <p><u>4 参与は、特定事項の有識者の中から委嘱し、会務に係る特定な事項について会長または理事長の諮問に応じる。</u></p> <p><u>5 名誉会長・名誉顧問・顧問・参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>
附則	附則 9 令和4年5月15日 一部改正